東洋大学附属図書館蔵『小萩かもと』攷

榎本千賀

東洋大学附属図書館蔵『小萩かもと』は、『源氏物語』を踏まえて作り上げられた奈良絵本である。[1]『源氏物語』桐壺の巻で、桐壺の帝は、最愛の女性桐壺の更衣を失う。悲しみに打ちひしがれた帝は、更衣の母君のもとに、使者靫負命婦（ゆげいのみょうぶ）を遣わす。その時に、帝は「宮城野の露吹きむすぶ風の音に小萩がもとを思ひこそやれ」という和歌を詠む。母君のところには、更衣の忘れ形見光源氏がおり、帝は、宮中を吹き渡る風の音を聞くにつけても、小萩（光源氏）のことが頭から離れないのである。

『小萩かもと』は、冒頭に「天正十四年ふみ月十四日より」とあり、天正十四年（一五八六）七月十四日から二十六日に至る十三日間の出来事を綴っている。内容は、親王の瘧（おこり）病の発病と崩御、そして、主上（天皇）をはじめとする人々の悲嘆が主になっている。後半に、『源氏物語』の「宮城野の」の和歌[2]が巧みに引用され、親王を失った人々の悲しみがひしひしと伝わってくる。

本書については、高城功夫氏が、『コスモス』第六十二号に詳細な解説をなさっている。[3]また、昭和六十二年に行われた東洋大学創立百周年記念日本文学資料展においても公開されている。[4]しかし、本書は、他に伝本を見ない貴重本であり、本書を取り上げることは、奈良絵本の成立過程を見ていく上で、極めて意義が大きいと考えられる。以下、本書の成立について考究していく。

『小萩かもと』の発端は、前述したように、天正十四年（一五八六）七月十四日に、親王が瘧病にかかったことに始まる。親王の病状は、一時、主上に面会できるまでに回復するが、二十四日になって、容体は急変し、親王は崩御してしまう。その後、人々の追悼の場面が繰り広げられるのであるが、なぜ、日付を天正十四年七月に限定する必要があるのだろうか。この天正十四年に、何か隠された意味があるのではないだろうか。

天正十四年は、第百六代正親町（おおぎまち）天皇が、御陽成天皇に譲位した年に当たる。〔図〕は、誠仁（さねひと）親王関係の系図である。誠仁親王は、正親町

〔図〕誠仁親王関係系図（数字は天皇の代数）

天皇の第一王子であるが、即位することなく、夭逝した。その後、誠仁親王の第一王子である和仁（かずひと）親王（後陽成天皇）が、即位している。『小萩かもと』の成立は、誠仁親王の崩御と関わりがあるのではないだろうか。

〔表〕『小萩かもと』対照表

日付	小萩かもと	日記
七月十四日	しんわうの御かた（誠仁親王）、なにとなくなやみおはしまして、みな〳〵くきやう殿上人、われも〳〵とこゝろをつくし御みまいひまなし。さるほとに、しゆしやう（正親町天皇）御かなしみありて、日々夜々の御つほねたちを御みまひにまいらせられけることかきりなし。	
七月十五日		こよひはみやの御かた（誠仁親王）御こゝろわろくてならしまさす。（『御湯殿上日記』）
七月十六日		みやの御かたわつらいにて。しやうこいんとのへ御かちの事おほせらるゝ。御あちや〳〵の御さとにての御わつらいにて。しやうこいんとの御あちや〳〵へ御かちに御まいり。（『御湯殿上日記』）
七月十七、八日	（誠仁親王は）すこしよくわたらせたまひぬれは、みな〳〵よろこひけるに、なにとも御やまひのいろみえたまはねは、京中のいしやとも参りつとひけるに、なかにもつうせん（通仙）とて、としのほとと申いしやの中にてのめい人也。是を御くすしにさためられ、御くすりまいりける。御やまひはおこりにてそはむへりける。をの〳〵もまつ御おこりとてあむとありて、いろ〳〵の御きたうともあり。	
七月十八日		出京一両日。親王御方（誠仁親王）御不例也。罷出存知也。即御見舞申畢。明日可参御加持之由仰畏之由申入り、御局ニ御成也。（『兼見卿記』）
七月十九日		斎了参御加持。御不例瘧病之由通仙医師申也。暫御加持次退出。三日可有御加持之由仰畏之由申入畢。（『兼見卿記』）
七月二十日		天晴。参御加持。御顔色御験気仰也。御違例非瘧疾之様之由、申入之処、各慥瘧之由、被申之由、不及是非。（『兼見卿記』）
七月二十一日	御かたたかへとて、しゆしやうには、むかしの御所へ御へんてんにきやうかうならせをはします。しんわうの御かた	（正親町天皇は）ひかしの御所へへちてんならします。（『御湯殿上日記』）

には、小御所へ御かたたかへにならせられ、御きしよくもよく見え侍りければ、おのをのよろこはせ給ひけり。いよ〳〵御きとうともよう〳〵へあそはしけり。いまた御おこりもおちさせたまはす。

七月二十二日

七月二十三日

（誠仁親王は）御夢みあしきとて、何とも御こゝろにかゝり侍るにや。わか御つほね（晴子）の御わたくし所へならせおはしましてありけるか、しきりにくはんきよならんとて。

早々参御加持。弥御験気之由仰也。自御局賜一献。過分之由申入、即退出了。（『兼見卿記』）

為御見舞致祗候同前御験気也。（『兼見卿記』）

みやの御かた御おこりの御きたうに御月まちあり。せきたうつませらるゝ。（『御湯殿上日記』）

七月二十四日

（誠仁親王は）さうちうより、こなたの御所へならせられ、しはしありて、御たてゑほしにかうの御そはつゝきめさせ給ひて、しゆしやうへならせたまひ御物かたりしつ〳〵とあり。（中略）御こゝちあしくやありけん。やかて、しゆしやうの御前をたゝせ給ひて、御かたの御所にて、おさなき宮々なみすへ御しやうはんにて御せんまいり御され事なとおほせられて、御心よけに見え給ひけれは、人々もよろこひけるに、（中略）御めをまはされけるに、わか御つほねもきもたましゐも身にそひたまはす、いかに〳〵とおほせありけれと、又とも御くちへ御くすりもまいりたまはす。（中略）なかき御別とならせ給はん事、御いたはしさと申くきやう殿上人まいりつとひ、こゑもおします、よひまいらせて、御らんしけれとも、はやことときれさせ給ひぬ。ふしみ殿（邦房親王）御所はしめ、たてまつり、こんゑ殿（近衛前久）、一条殿（一条内基）、さきの関白九条殿（九条兼孝）、二条殿（二条昭実）、鷹司殿（鷹司信房）、其ほか御もんせき〳〵残らせ給ふ人もなく御みまひありて、いろ〳〵の御くすりまいらせられけれ共、御めをふたきて後又とも御いきも出給はす。たゝ御ねいりのやうに見え給ひけるに、あまりの事にや、きうなとをさせたまへとも、さらにそのかひなし。

関白殿（豊臣秀吉）にも、折ふし上落（マヽ）にて御みまひにまいり給ひ、（誠仁親王の）此御すかたを見給ひて、御なみたをこほし給ひけれは、上下みな御座しきに侍る公卿上下こゑもおしますなきかなしみたまひぬ。（中略）（誠仁親王の死

みやの御かた御ひるしつまりて御めさめ。ちと御おこり御ふるい事おこりまいり候やうにて。やかてそのまま御めまわし。くれ〳〵に御しやうねつき候はて。色〳〵はりたてられ。御やいとまて御さた候へとも。ついにそのまゝ御心もつき候はて。くれ〳〵に御こと卅五にてきれおはしまして。御いたわしさなか〳〵うへわたくしの御きもつふしなのめならす。（『御湯殿上日記』）

くはんはくとの（豊臣秀吉）も御みまいに御まいりあり。しもすかたにて候へとも。つねの御所のめんたうまて、みやの御かたへ御まいり候て。御所さま（正親町天皇）にめんたうまて御まいり。ことのはもなきよし申されて。みな〳〵よくつきまいらせられ候へ。にわかに御きもつふさせ候はぬやうにとてたいしゆつあり。（中略）みなみなせんけせいくわ。もんせき〳〵。とさま。ない〳〵のおとこたち御みまいに御まいり。とんけいんとの（曇華院）は、こよひこなたに御とまりあらせられ候。（『御湯殿上日記』）

（誠仁）親王様崩御云々、疱瘡ト云、ハシカト云、一説ニハ腹切御自害トモ云々、御才卅五才也ト、自害ナラハ秀吉王ニ被成一定歟、天下ノ物怪也、一天只諒闇トハ如此事也、浅猿々々、女御ヲ誰ソ盗故ト云々、（『多聞院日記』）

予早々罷帰。当社へ祈念可申之由、御局直承之間退出。侍従自先刻令祗候同前退出。帰宅行水、先参斎場所。取生滅御闔、於斎場令滅賜御闔取之忽御時刻也。次参社頭取御闔

を）主上へかくしはてんも御いたはしきとて主上の御いもうとそかし、とんけゐん殿（曇華院）とて侍るか、主上なけかせ給はんとて、今まてはかくし奉るなり。しんわうの御方は、はやはてさせ給ひぬ。なけきおほしめすまし。御くはほうすくわたらせ給ひて御おやに詩哥くはんけんにもくらからす。御手なとうつくしさ、なか〳〵申はをろかなり。御くはほうすくわたらせたまいて、やかて御くらゐをも、ゆつりたまはんと、くはんはく殿よりゐんをたてまいらせられて、けふあすとのひ侍るうちに、かくならせ給ひぬること、かへす〳〵も御いたはしさ、主上の御なけきもあさからぬこと、御ことはりとそ申ける。上下此御別かなしまぬ人はなし。かくてゐんをたてをかれ、御たうくまてもいてきぬるを、此まゝあらんにはとて、ほとなくみかと、おりゐさせたまひける。御おとゝ宮（御陽成天皇）に御代をゆつらせ給ひけれは、世中かはりてよろつあらたまり、めてたくおさまり、はんみんあんをんにさかへて、きみの御めくみをたうとみけるとかや。

その〻ち、くはんはく殿より菊亭右大臣殿（菊亭晴季）へ御歌まいりける。「さかりなき雲ゐの庭の秋はきにをきぬる露にぬる〻袖かな（関白）」。（中略）さらは御返哥あらんとて、「世のためとおほひしそても露なみたこはきか本をさそふ秋風（御製）」。やかて、このうた菊亭殿よりくはんはくとのへ参り侍りける。（中略）くはんはくとの、北のまん所（ねい）より主上へ御うたまいり侍る。「はかなしや露のうき身とまよひきて、見はてぬ夢のさむる世の中（政所）」。「おほうちのなみたの露やあまるらんかはかぬ袖の秋のゆふくれ（政所）」。（中略）「露とおち露と消にし朝かほやいつれの花か世にのこらまし（関白）」。北のまんところより、わか御局へ御とふらひのうた、かくそあそはしける。「さそなある雲ゐの内のなけきをはおもひやるにもぬる〻袖かな（まん所）」。わか御つほね御返哥かくなん。「かきりなくたえぬなけきのます鏡うつる日数も袖のしら露（若御局）」。

斎場ニ同御闍滅也。神当同前最難測事也。弥驚訖、不及壇場修行、遣修理近禁中聞之、御他界治定被出御局云々。抑若宮御連子女中衆愁歎。釈尊入滅眼前如。此歎御頓死之体也。御歳卅五。（『兼見卿記』）

	かくて、十日にのちの事、せんゆうし（泉涌寺）へあらんとて、なき御からにも御ゑほしなをしめさせをかれける。この御すかたを見るに、さて〳〵おしき御いのちかなと上下みな〳〵おしみまいらせける。（中略）（晴子は）御せんもまいりたまいては、いかゝあるへきとて、上らふの御局勾当の内侍殿より関白殿へ御使ありて、かやうになやませ給ひてはいよ〳〵御せうしとて、御申ありける。		
七月二十五日			（誠仁）親王御方御年卅五、未刻御他界云々、言語道断々々、此間御不予也云々、（『言経卿記』） くはんはくとのよりきくていとのまてうたまいる。（『御湯殿上日記』） （誠仁親王の）御葬礼者来ル十日也。氏相云御死骸御局ニ在之。泉涌寺衆僧参御局御死骸取蔵之云々。今度医師通仙御療治相違忽迷惑云々。（『兼見卿記』）
七月二十六日	（豊臣秀吉は晴子の所に）御参内ありて、御くはほううすくわたらせ給ふしんわうの御方をわひさせ給事、世のためもおほしめし給はぬ事もつたいなし。御身をおたやかにもたせたまひて、天下のためもおほしめさて、なけかせ給ふ事帰（ママ）りて、御方の御所の御後のためもよからぬ事にてわたらせ給ひぬると、さま〳〵に御申ありけれは、（晴子は）けにもやとおほしめされける。おもゆすこしまいりぬ。関白殿にも御しやうはんにてまいりける。		（豊臣秀吉は）小御所わかみやの御かた（御陽成天皇）へも御みまいに御まいりあり。せんけせいくわ。もんせきたち。とさま。ない〳〵御まいりあり。（中略）きのふのくわんはくよりうた御返か候へく候とあそはされて。わかみやの御かたへ御たんさくあそはさせらるゝ。（『御湯殿上日記』）
十一月六日		明日（正親町天皇の）御譲位治定也。（『兼見卿記』）	
十一月七日		（正親町天皇の）御しやういあり。おとこたちのこらすしこう。女中ものこらす御ともなり。てんきよくてめてたし〳〵。御てんのうへにつる五はまふ。みな〳〵御らんする。しんわうの御かた（御陽成天皇）こよひより御所にならしまし候。（『御湯殿上日記』）	
十一月二十五日		御譲位有之云々、後日伝聞次第ニ可記之、（『言経卿記』）	（御陽成天皇の）御そくゐあり。くわんはく殿はしめ。な

		いく。とさまをのくしこう。はくむすめ（近衛前久女前子）女わうに御たちあり。（『御湯殿上日記』）
		御即位有之云々、追而可記之、（『言経卿記』）
		御即位。（中略）今度関白任太政大臣。（『兼見卿記』）
十一月二十八日		去廿五日御即位無事在之、関白殿御出仕、御伴衆美々敷事々敷、近来見物不可過之云々、（『多聞院日記』）

〔表〕は、『小萩かもと』と天正十四年の記事を載せる日記とを一覧表にしたものである。日記は、誠仁親王や正親町天皇等の皇室の動向に記述があるものに絞った。〔表〕で取り上げた日記は、

(1)『御湯殿上日記』(5)（内裏の御湯殿の上の間に奉仕した女官の日記）
(2)『多聞院日記』(6)（奈良興福寺多聞院の日記）
(3)『言経卿記』(7)（権中納言山科言経の日記）
(4)『兼見卿記』(8)（吉田神道の宗主、吉田兼見の日記）

の四つである。『上井覚兼日記』や『宇野主水記』、『家忠日記』には、誠仁親王に関する記述はないため、ここでは省いた。また、〔表〕の文中に、（　）で人物等を補っている。

〔表〕より、次のことがいえよう。まず、『小萩かもと』と日記とは、親王の発病から崩御に至るまでの日時や経過が、ことごとく一致していることがわかる。たとえば、七月十四、五日の親王（誠仁親王）の発病、二十一日の主上（正親町天皇）の方違え、二十四日の親王（誠仁親王）の崩御と、関白殿（豊臣秀吉）の見舞い、二十四、五日の関白殿（豊臣秀吉）から菊亭右大臣殿（菊亭晴季）への贈歌等が合致している。また、『小萩かもと』では、親王崩御の後、主上は弟宮に譲位している。日記では、十一月七日に正親町天皇が譲位し、同月二十五日に、正親町天皇の皇孫である御陽成天皇が即位をしている。『大日本史料』では、天正十四年の部分が出版されていないが、『皇年代私記』の「後陽成院」(9)条では、誠仁親王について次のように記している。

陽光院誠仁（号二清光院一、天本）者正親町院第一皇子、母能證院、内大臣秀房公女、正八年十一月廿九日甍、天文廿一年月日降誕、永禄十一年十二月十五日為二親王一、天正十四年七月廿四日薨御、卅五贈二太上天皇尊号一、

『皇年代私記』では、後陽成天皇については、

元亀二年十二月十五日降誕、天正十二年正月十五日為二親王一、天正十四年九月廿日御元服、加冠関白秀吉公理髪頭弁光房朝臣同年十一月七日受禅、同月廿五日即位、

と記している。『続史愚抄』第五十巻、「天正十四年」(10)条においても、誠仁親王の崩御と御陽成天皇の即位について、同様の記述がある。ただ、『続史愚抄』では、後陽成天皇は、正親町天皇の御養子であったとある。前述したように、『小萩かもと』では、主上は弟宮に譲位している。この弟宮を親王の弟宮と解釈すると、正親町天皇の御養子となった御陽成天皇は、誠仁親王の御子ではなく、弟宮に当たるのである。

以上から、『小萩かもと』は、誠仁親王を主人公とした、史実に基づくものであるといえよう。『小萩かもと』には、親王や主上以外に、様々な人物が登場している。これらの人物は、実在したのだろうか。まず、親王を見舞い、親王崩御の後は、親王の妻若御局を慰めた関白

殿は、豊臣秀吉（この時は藤原秀吉）と見てよい。誠仁親王が夭逝した天正十四年の前年、近衛前久が関白を退いた後、関白職をめぐって、前久の子信輔と二条昭実が争う出来事が起こった。この時、秀吉と最も親密な関係にあったのが菊亭晴季である。菊亭晴季は、近衛前久を説得し、秀吉を前久の猶子にした上で、秀吉を関白にしてしまった。[11] 秀吉が関白になったのは、天正十三年（一五八五）七月十一日のことであり、翌十四年十二月十九日、秀吉は太政大臣に任じられている。つまり、誠仁親王崩御の時の関白は、秀吉なのである。そうすると、『小萩かもと』の中で、関白殿から歌を贈られた菊亭右大臣とは、菊亭晴季を指し、関白殿の北政所とは、ねいを指すことになる。晴季は、天正十三年に右大臣に任ぜられ、秀吉のために朝廷内の工作をした人物である。

次に、『小萩かもと』に見える、伏見殿、近衛殿、一条殿、九条殿、二条殿、鷹司殿は、それぞれ、伏見宮第九代邦房親王（正親町天皇の猶子）、近衛前久、一条内基、九条兼孝、二条昭実、鷹司信房を指している。伏見宮は、四親王家の一つであり、近衛家から鷹司家までは、併せて五摂家と呼ばれている。五摂家のうち、鷹司信房を除く、近衛前久、一条内基、九条兼孝、二条昭実は、正親町天皇の時に関白を任じられている。鷹司信房の関白拝任は、後陽成天皇の時である。また、『小萩かもと』の中で、誠仁親王を治療した医師は、通仙である。通仙は、『兼見卿記』の「七月十九日」条（〔表〕）にも見え、寛永六年（一六二九）十一月、御水尾院が、腫れ物をわずらった際の担当医でもある。最後に、『小萩かもと』の親王の妻若御局は、贈左大臣勧修寺晴右の女晴子であるといえよう。晴子は、〔図〕によると、誠仁親王の妃で、親王との間に、後陽成天皇や智仁親王等、多くの王子女をもうけた。そして、慶長五年（一六〇〇）の院号宣下により、晴子は新上東門院と称した。以上から、『小萩かもと』に登場する人物は、親王や主上をはじめとして、実在の人物に当てはめられることが確認できた。つまり、『小萩かもと』は、全くの虚構ではなく、史実を反映したものなのである。

ところで、『小萩かもと』は、親王の病気と関白殿の見舞いがテーマとなっており、それほど物語性のある作品とは言いがたい。そして、王朝日記の断片を読むような印象を与えるのである。先程、〔表〕によって、『小萩かもと』と日記とが一致することを述べた。特に『御湯殿上日記』とは、共通点が多い。たとえば、両者とも和文であり、七月二十四日に親王が崩御する場面では、最初に親王が「御目を回されて（〔表〕波線部）」、事切れたと記している。後述するが、誠仁親王の崩御については、当時、いろいろな憶測が飛び交っている。親王が「御目を回されて」亡くなったというのは、瘧病の類型的な症状であり、『小萩かもと』と『御湯殿上日記』とは、親王の病名も合致しているのである。

さて、『小萩かもと』と『御湯殿上日記』は、共通点も多いが、相違点も見うけられる。たとえば、親王発病の日付が、『小萩かもと』では、七月十四日になっているのに対して、『御湯殿上日記』では、同月十五日になっている。[12] また、『小萩かもと』によると、十七、八日に、親王は小康を取り戻すが、『御湯殿上日記』には、そのような記事は見当たらない。つまり、親王発病に関して『小萩かもと』の方が、『御湯殿上日記』よりも日付が先行し、記述も細部に渡っているのである。前述したように、『小萩かもと』は、史実に基づく、日記風の作品である。当然、その典拠を考えねばならない。『小萩かもと』に虚構が加わっている可能性もあろうが、親王発病の日時を変える必然性はあるだろうか。『小萩かもと』の典拠は、現在のところ『御湯殿上日記』が最も有力であるが、未だ発見されていない日記の中に、典拠となる日記がある可能性も否定できまい。

前述したように、誠仁親王の急死は、様々な憶測を呼んでいる。『多聞院日記』の「七月二十四日」条[13]（〔表〕）には、

親王様崩御云々、疱瘡ト云、ハシカト云、一説ニハ腹切御自害トモ云々、御才卅五才也ト、自害ナラハ秀吉王ニ被成一定歟、天下

ノ物恠也、一天只諒闇トハ如此事也、浅猿々々、

と記し、当時、瘧病以外に疱瘡や、自害の噂があったことを伝えている。そして、自害であるならば、秀吉が王になることなのか。この世は真暗闇だと述べている。『多聞院日記』では、秀吉を「秀吉王」と記すことはなく、この場合も「秀吉が王に成らる」と解釈すべきである。自害の噂は、誠仁親王に留まらず、父の正親町天皇にもあった。『多聞院日記』の「天正十四年八月七日」条[14]には、

当今大王様モ御腹可被召トアリシヲ申究、関白殿被参教訓被申、万一不慮ノ事アラハ、御前ノ女房衆ニカヽリ、悉以ハタ物ニ可上之通堅被申入了、然処終ニ食事不聞召シテ干死ニ被召了ト内々御沙汰在之、御歳七十三ト云々、浅猿々々、ウソ也、

と記し、正親町天皇も腹を切ろうとしたが、秀吉に止められ、そのようなことをすれば、女房衆共々、磔にすると脅された。そのため、天皇は食事を召し上がらず、七十三歳で餓死なさったという。この記事は噂に過ぎず、正親町天皇は、文禄二年（一五九三）、七十七歳で崩御している。『多聞院日記』は、秀吉に批判的であり、天正十三年（一五八五）七月十一日に、秀吉が関白を拝任した時には、「先代未聞ノ事也」[15]と述べている。また、天正十四年十一月七日の正親町天皇の譲位を目前にした「十一月二日」条[16]では、「秀吉ハ王ニナリ、宰相殿（秀吉の弟秀長）ハ関白ニナリ、家康ハ将軍ニナルト云々、天下闇夜迄也」と記している。

以上、『多聞院日記』を中心に、誠仁親王急逝前後の秀吉を見てきたが、親王の死は、果して秀吉にとって利益があったのだろうか。当時の朝廷は、度重なる戦乱によって、財政が逼迫していた。正親町天皇は、皇位継承の三年後に当たる永禄三年（一五六〇）二月二十七日になって、ようやく毛利元就の献金により即位の礼を挙げている。永禄十年（一五六七）十一月には、正親町天皇は、織田信長に綸旨を送り、誠仁親王の元服費用の調達を願い出ている。そうした中、信長は、除々に朝廷と政治を掌握し、天正年間（一五七三～九二）に入ると、信長は、正親町天皇に、しばしば譲位をうながすようになる。たとえば、『御湯殿上日記』の「天正七年（一五七九）十一月二十一日」条[17]では、「宮の御かた（誠仁親王）思ひよらす、にはかに二条へ御なりにて」と記し、信長の二条屋敷を、誠仁親王に譲っている。こうして、信長の二条屋敷は、親王の御所になった。また、『御湯殿上日記』の「天正九年（一五八一）三月九日」条[18]には、

くわん位の事おほせらるゝ。御かへり事に。しやういの事申て。その時宮の御かたをかみへ入まいりて御そくいをやかて申さたし候わんまゝ。その時くわんいの事は御うけ申へきよしかへり事なり。

と記され、左大臣に任じようとした朝廷に対して、信長は、誠仁親王の即位の時に、官位を受けようと答えるのである。結局、この時には、正親町天皇の譲位も、信長の任官も行われず、天正十四年（一五八六）七月二十四日に、誠仁親王は即位することなく、早世してしまう。

以上から、信長の後継者秀吉は、正親町天皇の譲位を望みこそすれ、誠仁親王の急逝を望まなかったと見てよいであろう[19]。むしろ、親王の急逝は、秀吉にとって予想外の出来事だったにちがいない。そのため、当時、弱冠十六歳であった、誠仁親王の第一王子和仁親王（御陽成天皇）が、即位することになるのである。天正十四年十一月七日、正親町天皇の譲位と、和仁親王の受禅の儀式が、秀吉や家康列席のもとに執り行われた。そして、同月二十五日、秀吉立ち合いのもと、和仁親王（後陽成天皇）の即位が行われた。十二月十九日、秀吉は、太政大臣に任じられ、豊臣姓を与えられた。秀吉は、近衛前久の女前子を猶子とし、後陽成天皇の女御として入内させた（〔図〕）。そして、自ら外戚の地位に就くのである。

最後に、なぜ『小萩かもと』のような、日記風の奈良絵本ができたのかを考えてみたい。元和三年（一六一七）は、誠仁親王の三十三回忌に当たる。この年の九月二十一日、親王の曼荼羅供養が行われ、親

王の第五王子興意親法王（〔図〕）は、父親王の死を悼み、宮内庁書陵部蔵『陽光院三十三回忌追善和歌並序』、『陽光院卅三回忌供養和歌』、『元和三年凶事記』に、九首の和歌を載せている。『小萩かもと』に、これらの和歌は掲載されてはいない。〔表〕の「七月二十四日」条にあるように、『小萩かもと』では、正親町天皇（主上）をはじめ、誠仁親王妃晴子（若御局）、秀吉、北政所ねいが、誠仁親王の急逝を悼み、和歌を取り交わしている。しかし、これらの和歌は、当時の日記に見出すことはできない。また、秀吉の事蹟を記した、大村由己の『天正記』、川角三郎右衛門の『太閤記』、小瀬甫庵の『太閤記』にも、親王追悼の和歌は慶事ではないためか、載せられてはいないのである。加えて、誠仁親王の第六王子智仁親王が記した、東京大学史料編纂所蔵『智仁親王御記』にも、『小萩かもと』の手掛かりを見出すことができない。前述したように、『小萩かもと』は、親王の崩御に終始しており、個人的な意図によって作られた可能性が高いと考えられる。そうすると、本書の成立は、人々が親王を記憶に留めていた時期ということになる。

ところで、『小萩かもと』では、秀吉は、悲嘆にくれる正親町天皇や晴子に心配りを忘れない、誠に好ましい人物として描かれている。つまり、本書は、誠仁親王を追慕する形を取りながら、実は、秀吉を褒めたたえたものであるといえよう。しかし、豊臣氏は、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いで、天下の実権を徳川氏に譲り、次いで、慶長十九年（一六一四）と元和元年（一六一五）の大坂の陣で滅亡してしまう。秀吉が擁護した、御陽成天皇の在位期間は、天正十四年（一五八六）から慶長十六年（一六一一）までである。以上から『小萩かもと』の原本は、豊臣氏の権力が強大であった文禄（一五九二～九六）前後に成立したといえよう。

註

（1）『小萩かもと』の絵は、次のように構成されている。

〔第一図〕上段に主上
下段に医師に脈をとられる親王
〔第二図〕主上と親王の御子達
〔第三図〕親王を見舞うため、牛車に乗った関白
〔第四図〕親王を見舞う関白と、親王に薬を差し上げる医師
〔第五図〕主上に対面する若御局と関白
〔第六図〕主上に親王の崩御を知らせる関白と、人々の悲しみ
〔第七図〕上段に関白
下段に薬湯を若御局に勧める関白

（2）「宮城野の」の和歌は、多くの和歌集や歌合に引用されている。たとえば、元久三年（一二〇六）頃成立の『物語二百番歌合』五十六番左（『新編国歌大観』第五巻）、文永八年（一二七一）成立の『風葉和歌集』二三二（同　第五巻）、文永九年（一二七二）頃成立の『源氏物語歌合』一（同　第十巻）、万治二年（一六五九）序の『歌枕名寄』巻第二十八、七一〇三（同　第十巻）に見える。

（3）高城功夫「貴重書『小萩かもと』解説」（『コスモス』第六十二号、東洋大学附属図書館、昭和五十八年七月）

（4）『東洋大学創立一〇〇周年記念日本文学資料展図録』（東洋大学附属図書館、昭和六十二年九月）

（5）『お湯殿の上の日記』第八巻（『続群書類従・補遺　第三』続群書類従完成会、昭和九年七月）

（6）『多聞院日記』第四巻（辻善之助編、角川書店、昭和四十二年十一月）

（7）『言経卿記』第二巻（『大日本古記録』東京大学史料編纂所、岩波書店、昭和三十五年三月）

（8）宮内庁書陵部蔵『兼見卿記』第十巻による。『史料纂集』（続群書類従完成会）所収の『兼見卿記』は、天正十四年以降が未発行である。

（9）『皇年代私記』（『新訂増補史籍集覧』臨川書店、昭和四十二年六月）

（10）『続史愚抄』中篇（『新訂増補国史大系』第十四巻、吉川弘文館、昭和六年二月）

（11）『大日本史料』第十一編之十七「天正十三年七月十一日」条（東京大学史料編纂所、東京大学出版会、昭和五十六年十一月）

（12）『御湯殿上日記』の「七月十五日」条には、「こよひはみやの御かた御こゝろわろくて（〔表〕）」と記されている。「今宵」は、「今夜」を指すことが多いが、「昨夜」を指すこともある。この場合「昨夜」の意味で使われているならば、親王の発病の日付は、『小萩かもと』と『御湯殿上

日記』とは一致するといえよう。

(13) 註(6)参照
(14) 註(6)参照
(15) 『多聞院日記』第三巻（角川書店、昭和四十二年十一月）
(16) 註(6)参照
(17) 『お湯殿の上の日記』第七巻（『続群書類従・補遺 第三』続群書類従完成会、昭和九年二月）
(18) 註(17)参照
(19) 秀吉は、なかなか後継ぎに恵まれなかったため、誠仁親王の第六王子智仁親王を猶子にしている。その後、秀吉は、鶴松を授かり、智仁親王のために八条宮家を創設し、親王を天皇家に返している。

〔付記〕

本稿を成すに当たり、東洋大学附属図書館には、本書の掲載、及び翻刻を御許可いただきました。また、宮内庁書陵部と東京大学史料編纂所には、資料の閲覧をさせていただきました。大島建彦先生、江本裕先生、花田富二夫氏、佐野和子氏、石田雅彦氏、久野俊彦氏、小池淳一氏には、様々な御教示を賜りました。ここに記して、厚く御礼申し上げます。

書　誌

綴葉装一帖。近世初期の写本。表紙は茶地絹織、金糸で円や蔓草の模様がある。題簽に「小萩かもと」とある。本文の料紙は鳥の子紙。本文十五丁。縦二十三・二センチメートル、横十六・八センチメートル。

凡　例

翻刻に当たっては、次の点に留意した。

一、古字、仮名遣い、清濁の音は、もとのままとした。

一、異体字は、通行の字体に改めた。

一、本文の改行は、／印で示し、改丁は、」印で示して、その下に（1オ）の如く丁数とその表裏を略号で示した。

小萩かもと（外題）

天正十四年ふみ月十四日よりしんわうの御かた／なにとなくなやみおはしましてみな〳〵くきやう／殿上人われも〳〵とこゝろをつくし御みまい／ひまなしさるほとにしゆしやう御かなしみ／ありて日々夜々の御つほねたちを御み／まひにまいらせられけることかきりなし／まことにいたらぬしつのめまても子を思ふ／ことあさからす侍れはおほしめしけるも御／ことはりとみな〳〵申あひける十七八日の／ころはすこしよくわたらせたまひぬれは」（1オ）みな〳〵よろこひけるになにとも御やまひの／いろみえたまはねは京中のいしやとも参り／つとひけるになかにもつうせんとてとしの／ほとと申いしやの中にてのめい人也／是を／御くすしに／さためられ／御くすり／まいりける」（1ウ）

〔絵　第一図〕（2オ）

御やまひはおこりにてそはむへりけるをの〳〵／もまつ御おこりとてあむとありていろ〳〵／の御きたうともあり廿一日には御かたたかへ／とてしゆしやうにはむかしの御所へ御へん／てんにきやうかうならせをはしますしんわう／の御かたには小御所へ御かたたかへにならせ／られ御きしよくもよく見え侍りけれはおの／をのよろこはせ給ひけりいよ〳〵御きたう／ともよう〳〵へあそはしけりいまた御おこりも／おちさせたまはす廿二日三日の御夢みあしき」（2ウ）とて何とも御こゝろにかゝり侍るにやわか／御つほねの御わたくし所へならせおはし／ましてありけるかしきりにくはんきよならん／とて廿四日のさうちうよりこなたの御所へ／ならせられしはしありて御たてゐほし／にかうの御そはつゝきめさせ給ひてしゆし／やうへならせたまひ御物

かたりしつ〳〵とあり／しゆしやうにも此程御まとをなる御めつらし／さと御心ちもよくおはします御きしよく御／らんさせたまひて一しほよろこひおほしめし」（3オ）けるに御こゝちあしくやありけんやかてしゆし／やうの御前をたゝせ給ひて御かたの御所にて／おさなき宮々なみすへ御しやうはんにて／御せん／まいり御され事／なとおほせら／れて／御心よけに見え給ひ／けれは人々／もよろこ ひけるに」（3ウ）

〔絵　第二図〕（4オ）

又御おこりすこしおこり給ひ御ふくなとをおほく／めさせおはしまして御しつまりありわか御つほね／もそのまに御くつろきもあらんとて御つほねへ／すへらせ給ひてやゝありて御まいり候て御くすり／まいらせ候はんとし給ひけるに御めをまはされ／けるにわか御つほねもきもたましゐも身に／そひたまはすいかに〳〵とおほせありけれと／又とも御くちへ御くすりもまいりたまはす皆／みなくきやうてん上人我も〳〵とまいりつとひ／何と申てもさらにそのかひなししゆしやう」（4ウ）にも御かなしみありてもたへたまふ御ありさま／見るにあはれさもまさり侍りける御方の御所／の御しつまりありける御めんたうまてならせ／おはしまして御しやうしのあきて侍るさへもしや／すき間の風もやと思召てかなしませ給ひ／けるになかき御別とならせ給はん事御いた／はしさと申くきやう殿上人まいりつとひこゐ／もおしますよひまいらせて御らんしけれとも／はやこときれさせ給ひぬふしみ殿御所はしめ／たてまつりこんゐ殿一条殿さきの関白九条殿」（5オ）二条殿鷲司殿其ほか御もんせき〳〵残らせ／給ふ人もなく御みまひありていろ〳〵の御／くすりまいらせられけれ共御めをふたきて／後又とも御いきも出給はすたゝ御ねいりのやう／に見え給ひけるにあまりの事にやきう／なとを／させたまへとも／さらに／そのかひ／なし」（5ウ）

〔絵　第三図〕（6オ）

関白殿にも折ふし上落(ママ)にて御みまひにまいり／給ひ此御すかたを見給ひて御なみたをこほし／給ひけれは上下みな御座しきに侍る公卿上下／こゐもおしますなきかなしみたまひぬわか宮／の御かたをはしめたてまつり二の宮三の宮五の／みや六の宮あひらしき御すかたにてなけかせ／給ふ御有様は何にたとへんかたなく見るに／きえうせたくも侍りけるかくて此まゝをき／まいらせんにてもなしとてわか御つほねへ御里／へいたしたてまつりけるたかきもいやしきも」（6ウ）此別ほと物うき事なしきのふ給ふまてもあしき／風にもあてまいらせ給はぬやうにいとひ給ひける／事もいたつら事となり侍りてそのまゝ御さなから／御公家たち御ともにて出し給ひぬわか御局／もなき御姿を見たまひて御こゝちとりうし／ないなけきかなしみ給ふ事かきりなしわひ給／も御ことはりにてわたらせ給ふひよくれんりと／ちきらせ給ひ又ふたりともなく一すちに思召／けれは御ことはりとそ申けるかくて主上にはいまた／御いきも侍りとおほしめしてこうたうの内侍殿」（7オ）に御まいりありて御心ちよくならせ給ひぬるか／御らんして御まいりあれとしきりにおほせ有／みな〳〵ははやはてさせ給ふに何と申てと／おほしめしけれとも主上には夢にもしらせ給／はねはしきりにせめ給ふかくて主上へかくしはて／んも御いたはしきとて主上の御いもうとそかし／とんけゐん殿とて侍るか主上なけかせ給はん／とて今まてはかくし奉るなりしんわうの御方／ははやはてさせ給ひぬなけきおほしめす／まし御くはほううすくわたらせ給ひて御おやに」（7ウ）

〔絵　第四図〕（8オ）

詩哥くはんけんにもくらからす御手なと／うつくしさなか〳〵申はをろかなり御くはほう／うすくわたらせたまいてやかて御くらゐをも／ゆつりたまはんとくはんはく殿よりゐんをたて／まいらせられてけふあすとのひ侍るうちに／かくならせ給ひぬることかへす〳〵も御いたはし／さ主上の御なけきもあさからぬこと御ことはり／とそ申ける上下此御別かなしまぬ人はなし／かくてゐんをたてをかれ御たうくまてもいて／きぬるを此まゝあらんにはとてほとなくみかと」（8ウ）おりゐさせたまひける御おとゝ宮に御代をゆつら／せ給ひけれは世中かは

りてよろつあらたまりめて／たくおさまりはんみんあんをんにさかへてきみの／御めくみをたうとみけるとかや」（9オ）

〔白　紙〕（9ウ）

〔絵　第五図〕（10オ）

そのゝちくはんはく殿より菊亭右大臣殿／へ御歌（ママ）まいりける／さかりなき雲ゐの庭の秋はきに／をきぬる露にぬるゝ袖かな　関白／かやうに御うたあそはしてまいりけるに菊てい殿／我御返哥申さんよりはゐいりよへ御目にかけ／らるゝかやうのことにてすこし御こゝろもやなく／さめ給はんとてかくし給ひける菊てい殿よく／させたまひぬるとそみな／〳〵申ける今は御はう／きやくにていかゝとおほせありけれと御すきの」（10ウ）ことにておはしませはさらは御返哥あらんとて／世のためとおほひしそても露なみた／こはきか本をさそふ秋風　御製／やかてこのうた菊亭殿よりくはんはくとのへ参／り侍りける主上の御こゝろのうちいとゝあはれ／さをそ人々かむしたてまつるむかしひかる源氏／三つにてはゝかうゐにをくれたまはしとき桐／つほの御かと御かなしみのあまりにかうゐのはゝ／のもとへつかはされける御うたをおほしめしあはされ／けるそと見る人袖をぬらさぬはなかりけり」（11オ）みやきのゝ露吹むすふ風の音に／こはきかもとをおもひこそやれ／ときりつほの御かとあそはしけるも今はの／秋のころと見え侍りけるにこの御なけきも／秋にていとゝしくむしの音もかれ／〳〵に物／うきことに秋は申つたへ侍るにさこそと／おいぬしつの／こしつのめまても／此御わかれをかなしまぬ／はなし」（11ウ）

〔絵　第六図〕（12オ）

くはんはくとの北のまん所より主上へ御うたまいり／侍る／はかなしや露のうき身とまよひきて／見はてぬ夢のさむる世の中　政所／おほうちのなみたの露やあまるらん／かはかぬ袖の秋のゆふくれ　政所／誰かはこの世にのこりはつへきとて関白殿／又かくなん／露とおち露と消にし朝かほや／いつれの花か世にのこらまし　関白」（12ウ）北のまんところよりわか御局へ御とふらひの／うたかくそあそはしける／さそなある雲ゐの内のなけきをは／おもひやるにもぬるゝ袖かなまん所／わか御つほね御返哥かくなん／かきりなくたえぬなけきのます鏡／うつる日数も袖のしら露　若御局／かくて十日にのちの事せんゆうしへあらん／とてなき御からにも御ゐほしなをしめさせ／をかれけるこの御すかたを見るにさて〳〵」（13オ）おしき御／いのち／かなと／上下／みな〳〵／おしみ／まいら／せ／ける」（13ウ）物をおもはせまいらせらるゝ事かへりて御ふかう／とおほしめせとてさま〳〵になくさめたまへとも／聞給ひてよりそのまゝよるのおとゝにいり給ひて／御せんもまいりたまはすいきてもかひなし／とて／御ちかひあらんとて／御らくるひ／申は／中々／おろかなり」（14オ）

〔絵　第七図〕（14ウ）

御つほねたちくきやう殿上人みな〳〵こゝろを尽／し侍りけるかくて御せんもまいりたまいては／いかゝあるへきとて上らふの御局勾当の内侍殿／より関白殿へ御使ありてかやうになやませ給ひ／てはいよ〳〵御せうしとて御申ありけるに関白殿／にもよきなき御つほねたちのおほせかなとて／廿六日には御参内ありて御くはほうすく／わたらせ給ふしんわうの御方をわひさせ給事／世のためもおほしめし給はぬ事もつたいなし／御身をおたやかにもたせたまひて天下のためも」（15オ）おほしめさてなけかせ給ふ事帰（ママ）りて御方の／御所の御後のためもよからぬ事にてわたらせ／給ひぬるとさま〳〵に御申ありけれはけにもやと／おほしめされけるおもゆすこしまいりぬ関白殿に／も御しやうはんにてまいりける申はおろかなりとは／申なから関白との御まへにてのいろ〳〵の御せう／くん上下みな〳〵かむしたて／まつり／ぬ」（15ウ）

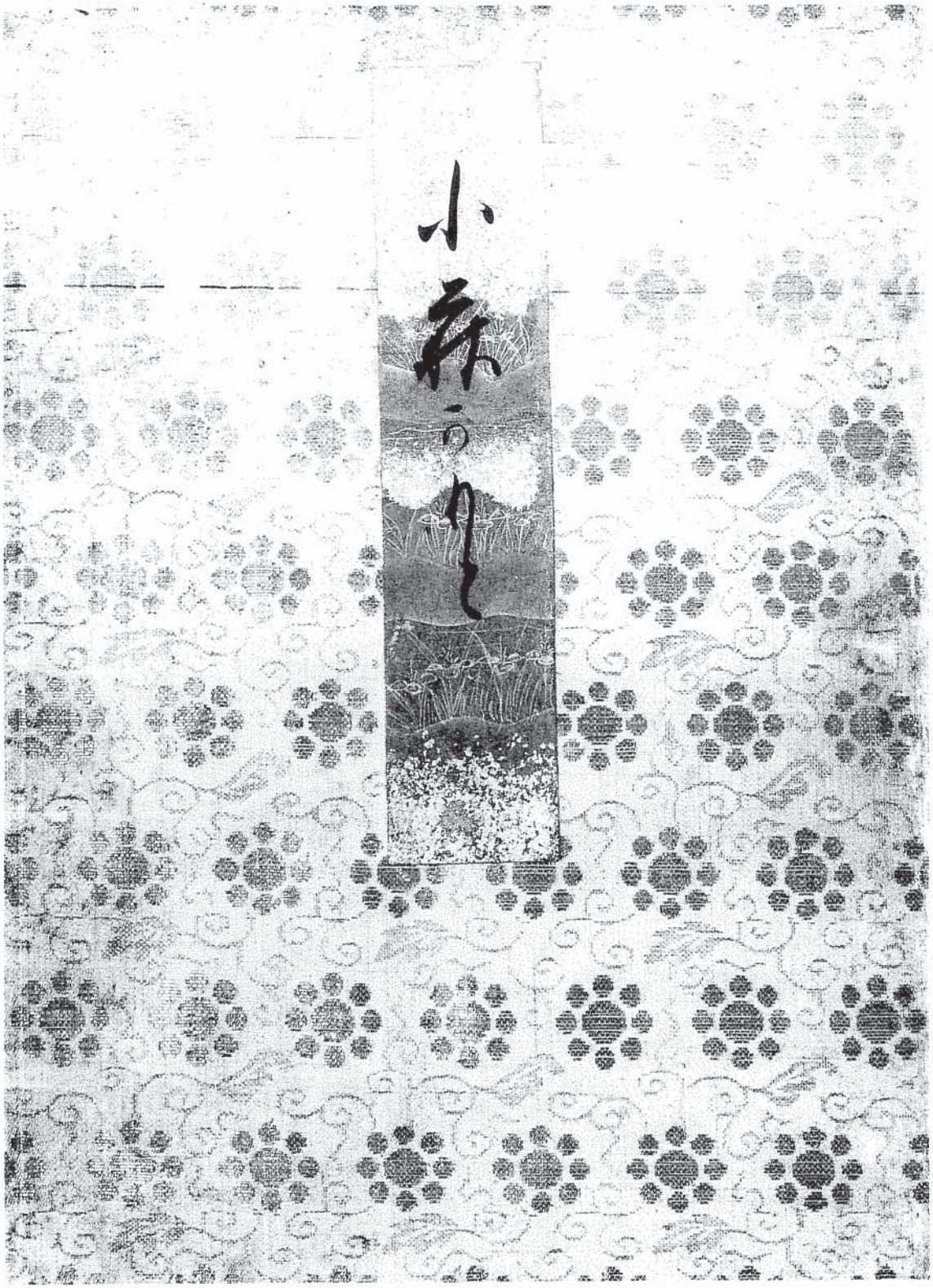
小森の月
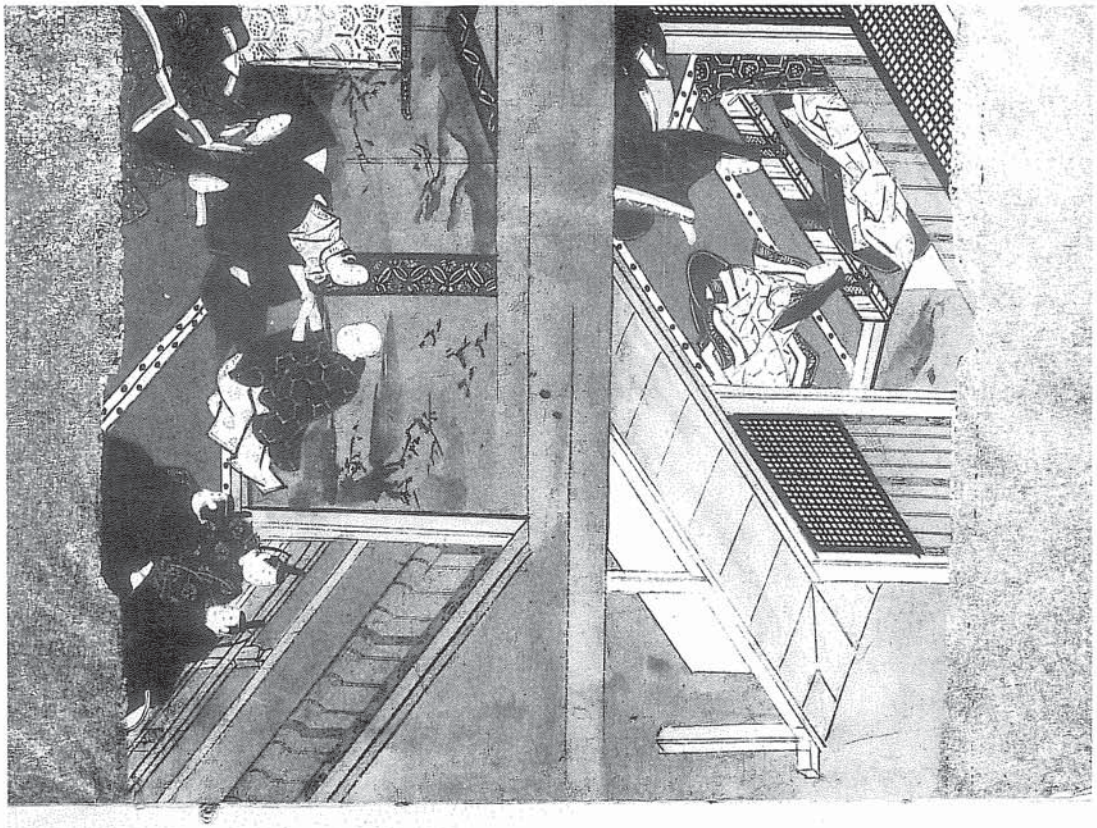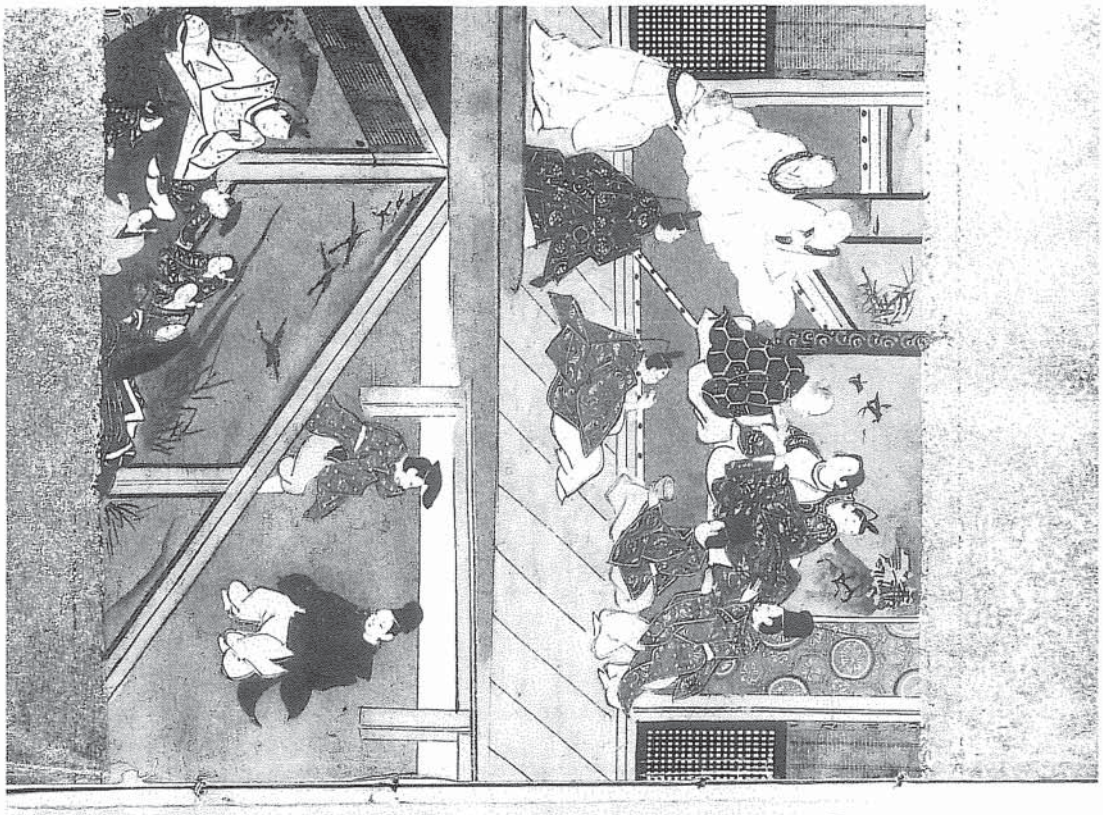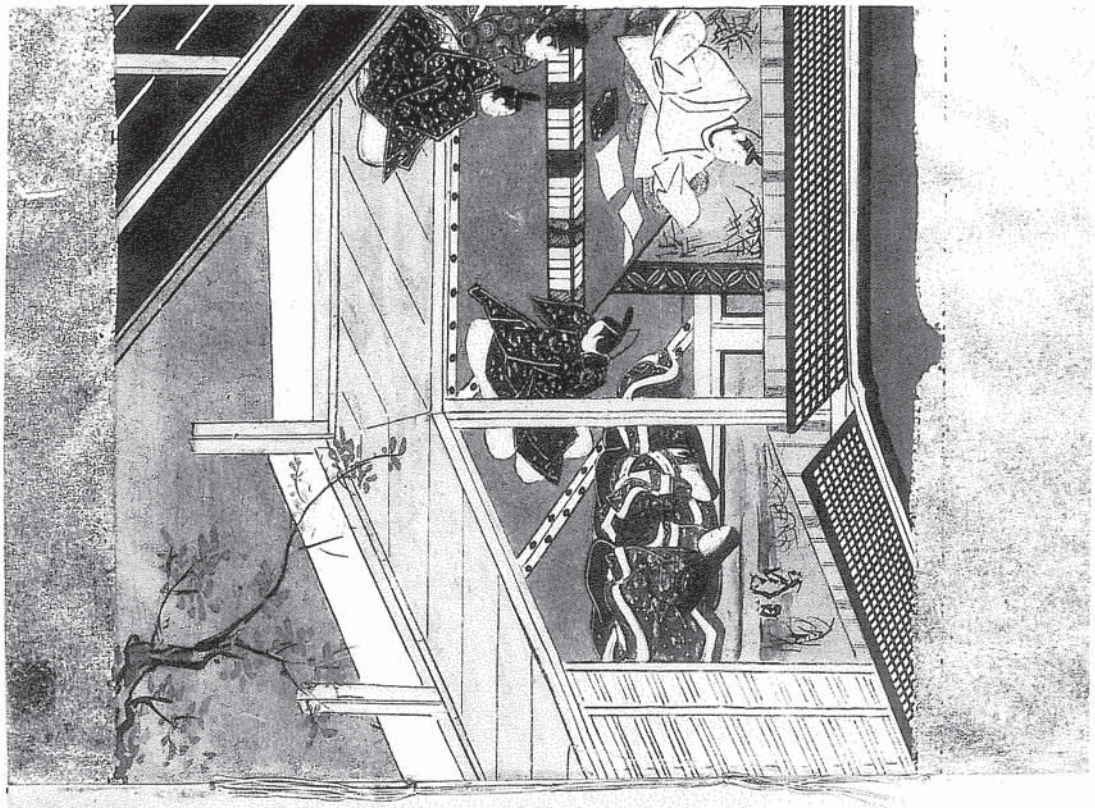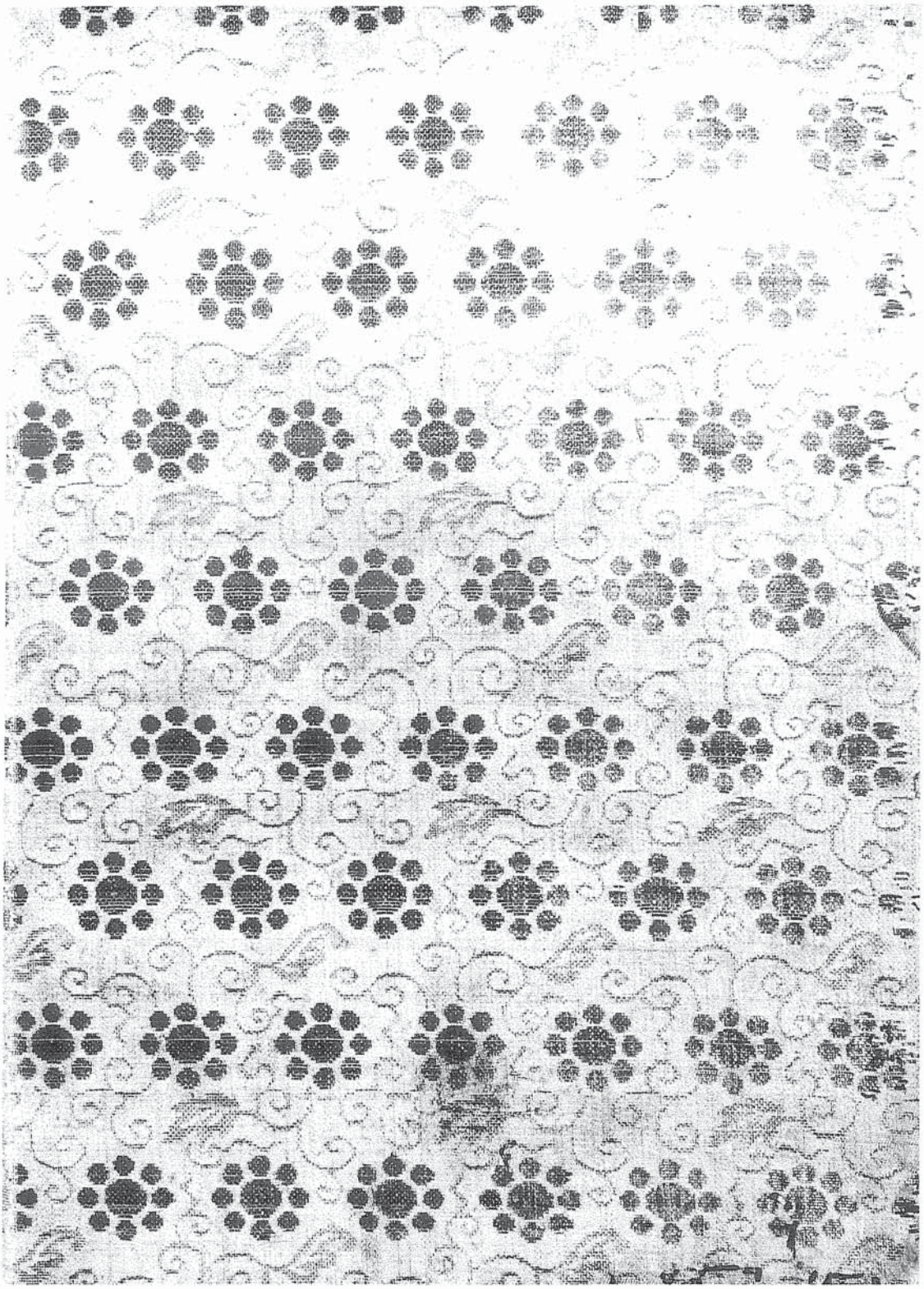
30 10 21
25306